

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

d. グリーン化の取組

お取引先とともに、流通のすべての過程を通じてCO₂の削減、廃棄物の削減・リサイクル、省資源等に取り組めます。具体的には、お客様やお取引先とともに推進するサステナブル活動「TSUNAGU ACTION」を通じ、より多くのお取引先とともに、脱炭素や省資源につながる商品・サービスの提案を推進していきます。その一環として、不要となった衣料品などの回収・再生・販売を行う「Depart de Loop」プロジェクトでは、循環型スキームの構築に取り組んでいます。

その他にもプラスチック製用度品の素材変更や納品用梱包材のリサイクル箱導入等を研究・検討しており、お取引先とともに環境負荷軽減に貢献できるよう取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、お客様や社会から信頼される、安全・安心でより良い商品の提供を使命と考えています。そこで、生産・製造・流通過程における一連の取引において、法令遵守はもとより、幅広い視点で『CSR（企業の社会的責任）』に基づいた取引を推進するため、以下の指針に基づき行動してまいります。

この指針の実行には、当社の営業を支えていただいている最良のパートナーであるお取引先のご理解・ご協力が不可欠です。私たちは、お取引先の皆様一人ひとりと公平で良好なパートナーシップを築きながら、より良い取引を継続的に推進し、共存共栄を図ってまいります。

[指針（概略）]

1. 豊かな生活を実現する「まちづくり」
2. 公正で透明な取引の推進
3. 人権の尊重
4. サプライチェーン全体における環境負荷の軽減
5. 継続的な品質向上
6. 適切な情報の管理

2022年1月31日

(2024年7月8日更新)

(2024年12月26日更新)

株式会社高島屋

代表取締役社長 村田 善郎